

島根海区漁業調整委員会事務局だより

第12期第10回島根海区漁業調整委員会が平成18年7月12日に松江市の島根県市町村振興センターで開催されましたので、会議の概要をお知らせします。

1. 定置漁業権の免許について(諮問)

定置漁業『定第5,6号』(松江市島根町野井地先)及び『定第15号』(出雲市三保町地先)について免許申請があったため、漁業法の規程に基づき知事から諮問がありました。委員会として内容を審議した結果、異議ない旨答申することになりました。

2. 定置漁業権の保護区域の設定について(協議)

定置漁業『定第5,6号』及び『定第15号』について、保護区域の設定の要望があったため、従前どおり敷設漁具の周囲(150~500m)で網、釣及び延縄により、当該定置漁業へ著しい支障を与える行為をしてはならない旨の委員会指示を行うこととしました。

3. 全国海区漁業調整委員会連合会総会及び要望活動について(報告)

(1)平成18年5月11日に大分市で開催された平成18年度全国海区漁業調整委員会連合会(全漁調連)通常総会(第42回)に島根海区の伊藤会長、隠岐海区の屋田会長が出席され、総会の概要について事務局から次のとおり報告がありました。

会則の一部改正について

- ・全漁調連の事務所は、これまで会長が所属する海区に置くことになっていましたが、会長が所属するブロックに置くことになりました。
- ・役員に関する記載内容を整理するとともに、4年間の役員任期中に会長が交代することを可能としました。
- ・都道府県の会費について、全国知事会からの要請もあったことから、約18%減額しました。

平成17年度事業報告、18年度事業計画等について

- ・17年度は総会、役員会・ブロック会議・事務局研修会・事務局長会議等の各種会議の開催、漁業調整に関する要望活動、会報の発行等を実施。18年度についても経費を節減しながら同様な事業を実施することになりました。

協議事項

- ・「日韓漁業協定及び日中漁業協定の発効に伴う対策等について」、「日本近海における外国漁船の操業秩序の確立と監視、取締り体制の強化について」、「船舶事故に係る漁場環境保全等の事故対策の推進について」等各ブロックで協議された10項目について、関係省庁へ要望することを決定しました。

(裏面に続く)

(2)平成18年6月23日に総会で協議された10項目について、全漁調連の役員が関係省庁へ要望活動を実施しました。島根県連合海区の伊藤会長が全漁調連の副会長として、この要望活動に参加され、水産関係国会議員や国土交通省、水産庁へ外国漁船の不法操業対策や貨物船の木材流出対策を中心に要望を行いました。

4.平成18年度日本海漁業調整委員会連絡協議会への提出議題について(協議)

今秋兵庫県で開催される予定の日本海漁業調整委員会連絡協議会兼全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議に、本県から提出すべき議題について、協議が行われました。

全漁調連として、これまで重要な課題について、関係省庁へ要望活動を実施してきましたが、近年要望活動項目が多くなり、各要望事項について十分に関係先へ説明することが難しくなっていました。このため、全漁調連役員会において、今後の要望事項については、漁業調整や漁業管理上の問題など、漁業調整委員会としての権限と機能に則した内容について取りまとめることとされました。

島根海区として昨年度は「山陰沖の漁業秩序の確立について」と「貨物船等の積荷流出事故対策の推進について」の2課題を提出しましたが、このような状況により今年度は「山陰沖の漁業秩序の確立について」のみを重点課題として提出することとし、竹島の領土権を確立し、日韓の排他的経済水域の境界線を確定を行い、安全で安定した操業を確保すること、上記が実現するまでの間、暫定水域における実効ある資源管理方策を早期に確立すること、我が国排他的経済水域内における韓国漁船の違法操業が根絶されるよう、監視・取締の充実を図ること、を強く訴えることとしました。

5.北朝鮮ミサイル発射関係について(報告)

7月5日北朝鮮がミサイルを日本海へ発射するという、極めて遺憾な事態が発生しました。これについて、県から対応経過の説明とともに、今後危機管理体制を強化することの報告がありました。

問い合わせ先
島根海区漁業調整委員会 事務局
0852-22-5950